

資料編

- I 光市光駅拠点整備デザイン会議設置要綱
- II 光市光駅拠点整備デザイン会議委員等名簿
- III 光駅利用者ワークショップ参加者名簿
- IV 用語解説

I 光市光駅拠点整備デザイン会議設置要綱

光市光駅拠点整備デザイン会議設置要綱

令和元年7月26日
光市告示第40号

(設置)

第1条 光駅拠点整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関し、光駅周辺地区拠点整備基本構想に掲げる整備の基本的な方向性の一つ「人をつくる～未来につなぐ 一人ひとりが主役の連携空間づくり～」の理念を踏まえて、多様な主体の協働・連携を推進し、また、専門的な見地からの助言等を得ることにより、もって本市にふさわしい玄関づくりを実現するため、光駅拠点整備デザイン会議（以下「デザイン会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 デザイン会議の任務は、基本計画の策定に関し、意見及び提言を述べ、又は助言を行うこととする。

(組織)

第3条 デザイン会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体又は関係事業者を代表する者
- (2) 日常的に光駅を利用する者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定により市長が委嘱した日から基本計画の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 デザイン会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、デザイン会議の会務を総理し、デザイン会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 デザイン会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときには、関係者に会議への出席を求めることができる。

4 会議は、公開するものとする。

(オブザーバー)

第7条 デザイン会議にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは関係行政機関を代表する者とする。

3 オブザーバーは会議に出席し、意見等を述べることができる。

(アドバイザーの会議への出席)

第8条 市が別に定めるアドバイザーは会議に出席し、専門的な見地から助言等を述べるることができる。

(庶務)

第9条 デザイン会議の庶務は、建設部都市政策課において行う。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、デザイン会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年7月26日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第4条に規定する基本計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。

II 光市光駅拠点整備デザイン会議委員等名簿（敬称略）

役職等	氏名	所属等	備考
会長・委員	橋本 均	浅江地区コミュニティ協議会	
副会長・委員	足立 基樹	光市観光協会	
委員	西村 信浩	中国ジェイアールバス株式会社	
委員	清水 延隆	周南近鉄タクシー株式会社	
委員	安達 清治	光商工会議所	任期：～令和2年3月31日
委員	有澤 智貴		任期：令和2年4月1日～
委員	小田 隆紹	浅江商店会	
委員	中原 健次	光市心身障害児者団体連絡協議会	
委員	柳 通江	光市老人クラブ連合会	
委員	荒川 佳子	浅江小学校PTA	
委員	榊原 綾	光駅を利用する若者・学生	
委員	繁永 政志		
委員	和田 佳奈美	公募委員	
委員	岩根 立起		
オブザーバー	森山 泰人	国土交通省中国地方整備局 都市・住宅整備課	任期：～令和2年3月31日
オブザーバー	清家 貴之		任期：令和2年4月1日～
オブザーバー	堀川 治	山口県土木建築部 都市計画課	
オブザーバー	時吉 弘志	山口県光警察署 交通課	任期：～令和2年3月31日
オブザーバー	大利 太郎		任期：令和2年4月1日～
アドバイザー	鵜 心治	山口大学大学院	
アドバイザー	目山 直樹	徳山工業高等専門学校	

III 光駅利用者ワークショップ参加者名簿（敬称略）

氏名	備考
岡村 優輝	公募
河埜 正明	公募
熊谷 朝和	公募
桑田 清香	公募
杉田 実加	公募
高木 よ志美	公募
竹田 裕	公募
徳原 明日郁	公募
橋本 健四郎	公募
藤井 沢美	公募
松本 葉子	公募
宮崎 脩子	公募
柚木 宏行	公募

IV 用語解説

見出し	語句	解説
あ行	案内サイン	駅の利用者や観光客などに、場所の情報や目的地までの誘導などを行う案内標識のこと
か行	合併特例債	合併時に策定した新市建設計画の事業費として特例的に起債できる地方債。事業費の95%に充当でき、国が返済の70%を負担する。発行期限は合併から20年
	交通結節点	自転車や自動車、バス、電車などの複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えることができる場所
さ行	視点場	対象を眺める場所。位置
	島式ホーム	ホームの両側にそれぞれ線路を配置し、2線路の旅客を1つのホームで取り扱うもの
	社会資本整備総合交付金	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組みを国が支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的として創設されたもので、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金
	シンボリック	象徴的なさま。周辺環境に調和する美しさやシンボル性
	瀬戸風線	光駅北口駅前広場前面道路の虹ヶ丘森ヶ峠線と国道188号を接続する都市計画道路
た行	地域公共交通網形成計画	地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもの
	地平駅	駅本屋の敷地が、周辺道路面の高さと同程度の駅
	通過交通	その地域に用がなく、単に通過するのみの交通
は行	パーク＆ライド	郊外から業務地区や観光地等へ集中する自動車交通を、鉄道やバスなどの公共交通にシフトして渋滞を緩和する手法
や行	ユニバーサルデザイン	子どもから高齢者、性別、国籍、人種、障害の有無等に関わらず、誰もが使いやすい施設や製品、情報を設計する考え方。また、全ての人々が使える都市や生活環境を計画する考え方
わ行	ワークショップ	テーマについて参加者が自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめる場。問題解決や合意形成の手法として用いられることが多い
英数字	ICT	情報通信技術 「Information & Communication Technology」の略



光駅拠点整備基本計画

発行：山口県光市

編集：光市建設部都市政策課

〒743-8501

山口県光市中央六丁目1番1号

電話 (0833) 72-1574

<https://www.city.hikari.lg.jp/>